

大口町立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

**令和 8 年 4 月
大口町教育委員会**

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4. 実施する業務管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・ 9

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

「学校における働き方改革」は、教職員が使命感をもち、健康で充実して働き続けることができるようにしていくことである。その目的は、教職員・児童生徒・保護者それぞれの心身の健康と、日々の生活における幸せと充実感を実現することにある。教職員が心身ともにゆとりをもち、一人の人間として豊かな生活を送ることは、子どもたち一人ひとりに真摯に向き合う心の余裕を生み、質の高い授業や細やかな指導を実現する。この教職員の心の充実が、児童生徒の学ぶ喜びや学校生活の楽しさに直結し、ひいては保護者の安心感や学校への信頼へとつながる。こうした幸せの循環を学校現場に確立することが、喫緊の課題である。本計画は、

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、教職員の業務量管理及び健康確保を一体的に推進することで、教育の質の向上と、関わる全ての人々が明日への活力を得られる持続可能な教育環境を構築することを目的とする。大口町教育委員会では、県教育委員会、各学校とともに、教職員が学習指導、生徒指導などの本来的な業務に専念できる環境づくりを推進する。

(2) 本町の現状

- 本町では、令和2年9月に、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「大口町教職員の多忙化解消に向けて～方針と具体的な取組～」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の削減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。
- 時間外在校等時間が45時間を超える割合は約27%となっている。保護者対応、校務事務、部活動などの業務の負担感が大きくなっており、費やす時間を短縮するための工夫、事務作業量の軽減、部活動の地域展開を図ることによって、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5 %まで減少させる【7. 9 %】
- ・ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

年度ごとに実施状況を確認し、必要に応じて更新する。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時刻の見直しを推進する。保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（⑤関係）

- ・ 学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を継続することにより、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情および要求等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇ 調査・統計等への回答（⑥関係）

- ・ 学校に対して回答を依頼し、又は教職員を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等の量の縮減に努める。
- ・ 事務の共同実施のさらなる推進を図る。

◇ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（⑦関係）

- ・ 保護者向けの連絡や配布物等の電子化を図るとともに、全校に共通する情報は教育委員会からの発信に努める。

- ・ 当該業務を学校で行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて民間事業者等への委託も検討する。

◇ 部活動（⑬関係）

- ・ 令和 13 年度までに、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。過渡期における活動においても、休養日及び活動時間についてガイドラインに従う。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇ 授業準備（⑮関係）

- ・ 授業や行事等の様々な教育活動において、保護者や地域住民、学生等のボランティアによって負担軽減を図ることが可能な場合は、積極的に協力を依頼する。

◇ 学習評価や成績処理（⑯関係）

- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（⑲関係）

- ・ 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールソーシャルワーカー、学校支援員、看護師等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教職員との協働を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、子どもたちと向き合う時間の質を確保するため、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、授業後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を改善する。
- ・ 勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を維持する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 令和 8 年度中に、学校における定時退校日を月 1 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に 5 日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度大口町の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校

に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメントに関する研修を充実させる等、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。